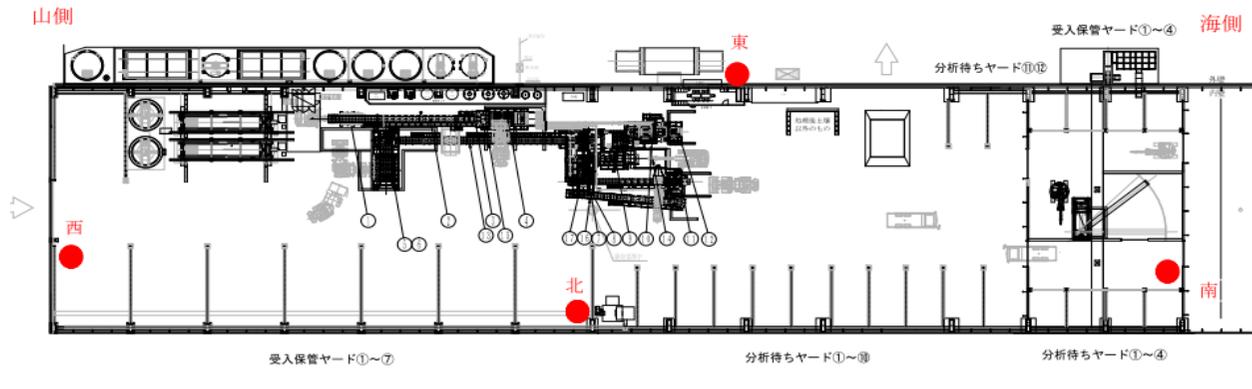


## 第5条第20号の規定による測定に関する事項

第5条20号 施設の周縁の地下水を三月に1回以上の測定

- イ 当該測定に係る地下水を採取した年月日
- ロ 当該測定を委託した場合にあっては、当該委託を受けて当該測定を行ったもの氏名又は名称
- ハ 当該測定の結果を得た年月日
- ニ 当該測定の結果

### 地下水採取位置



## 施行規則別表第1 地下水基準

項目	地下水基準
1 カドミウム	0.01 mg/L以下
2 六価クロム	0.05 mg/L以下
3 クロロエチレン	0.002 mg/L以下
4 シマジン	0.003 mg/L以下
5 シアン化合物	検出されない
6 チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
7 四塩化炭素	0.002 mg/L以下
8 1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
9 1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
10 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
11 1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
12 ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
13 水銀	0.01 mg/L以下

項目	地下水基準
14 セレン	0.006 mg/L以下
15 テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
16 チウラム	0.006 mg/L以下
17 1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
18 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
19 トリクロロエチレン、	0.03 mg/L以下
20 鉛	0.01 mg/L以下
21 砒素	0.01 mg/L以下
22 ふっ素	0.8 mg/L以下
23 ベンゼン	0.01 mg/L以下
24 ほう素	1 mg/L以下
25 ポリ塩化ビフェニル	検出されない
26 有機リン化合物	検出されない